

札幌市医師会夜間急病センター

出向会員罰則規程

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

平成 24 年 4 月 1 日 一部改定

(目 的)

第 1 条 この規程は、札幌市医師会夜間急病センターに技術協力のため出向する会員（以下「出向会員」という。）の罰則について定めたものである。

(罰則の実施)

第 2 条 決定した罰則の結果は理事会の公正な審査に基づき、出向責任者に文書にて通知するものとする。

(遅刻の罰則)

第 3 条 出向会員が正当な理由なく遅刻した場合、下記別表 1 に定めた金額を一般社団法人札幌放射線技師会（以下、「当法人」という。）に罰則金として支払わなければいけない。

(無断欠勤の罰則)

第 4 条 出向会員が無断欠勤した場合、代理の出向会員が到着するまでの時間分の罰則金を支払わなければならない。

さらにその出向会員または出向施設の次年度の出向を停止または出向枠を減少する。

なお、罰則金額は別表 1 に準ずる。

(罰則金の支払い)

第 5 条 罰則金は年度末に行われる出向施設責任者会議の際に支払うものとする。

(罰則金の取り扱い)

第 6 条 遅刻または無断欠勤にともなう罰則金の取り扱いを以下に示す。

準夜帯出向：飲み物（コーヒーなど）、消耗品などの備品（スリッパなど）に充てる。

深夜帯出向：遅刻または欠勤により残業した準夜帯出向者に全額支払う。

(異議申し立て)

第 7 条 罰則処分について異議がある場合、罰則の決定から 7 日以内に文書にて理事会に異議申し立てを行うものとする。

2 前項の異議申し立てがあった場合、当法人は再度審査を行い、その答申に基づき最終の処分通知を行う。

3 異議の申し立ては1回限りとする。

附 則

1. この規程の改廃は理事会の決議によらなければならない。

2. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3. この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

別表 1 罰則金